

中学生 自転車の安全な乗り方テスト（25問）

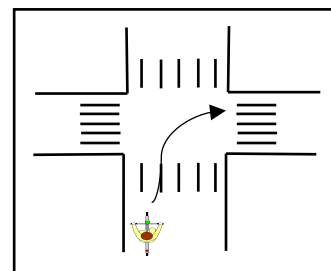
※全日本交通安全協会 自転車の交通安全ブックに基づいて出題





年 組 氏名

以下の問いに○か×で答えなさい。※設問の自転車とは、普通自転車とします。

- 1 一時停止がある交差点では、車は停止線で一時停止しなければなりません。自転車は、危険である場合を除き、十分確認をすれば徐行して通過することができる。 ①
- 2 自転車事故で一番多いのは、「飛び出し」によるものだ。 ②
- 3 歩道内を通行する時は、歩行者に気をつけて建物寄りを通行する。 ③
- 4 ライトは、自分の進行方向を照らすためのものであるが、反射機材を取り付けてあればライトを付ける必要はない。 ④
- 5 自転車は、少なくとも3年に1回は、定期的に自転車安全整備店で点検整備を受ける。 ⑤
- 6 静岡県では、自転車を利用する全ての人に対し、自転車保険の加入を義務化している。 ⑥
- 7 子供の一人歩きや体の不自由な人^{また}、通行に支障^{ししょう}がある高齢者が歩いている時は、速度を落とし^{すみ}速やかに進路変更をする。 ⑦
- 8 全国で全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用を努力義務化している。 ⑧
- 9 交差点の右折方法ですが、自転車は、できるだけ道路の中心に寄って、交差点の向こう側に進み、徐行して右に曲がる。 ⑨

※



- 10 車道を走行中、前方に左折するトラックがいたが、気にせず直進した。 ⑩
- 11 左ブレーキは、前輪のタイヤにきく。 ⑪
- 12 自転車は、車道の左端に沿って通行しなければならない。 ⑫
- 13 自転車は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通ることができる。又、路側帯に歩行者の通行がある場合でも、自転車が優先であるため、その横をすみやかに通過すること。 ⑬
- 14 自転車は、「自転車専用通行帯」が設けられている道路では、その通行帯を逆走することはできない。 ⑭
- ※  車道
- 15 自転車は、「自転車歩道通行可」の標識があるところでは、歩道を通行することができる。 ⑮
- ※ 
- 16 「徐行」とは、ただちに減速できる速度であり、大人の早足程度が目安だ。 ⑯
- 17 歩道を走行中、歩行者の通行を妨げる恐れがある時は、ベル（警音器）を鳴らすか徐行しなければならない。 ⑰
- 18 「自転車一方通行」の標識のあるところでは、矢印とは逆の方向に進むことはできない。 ⑱
- ※ 
- 19 自転車で横断歩道を横断する時は、横断中の歩行者がいないなど、歩行者の妨げにならなければ乗ったまま横断することもできる。 ⑲
- 20 「歩行者・自転車専用」の表示板がある歩行者用信号機は、自転車も歩行者用信号機に従うこと。 ⑳
- ※ 

2 1 信号機などによる交通整理の行われていない交差点で、狭い道路から広い道路に出る時は、特に止まる必要はない。

②1

2 2 他の自転車と並んで走ったり、蛇行運転^{だこう}をしてはいけない。

②2

2 3 踏切では、必ず手前で一時停止をし、自転車から降りて自転車を押して渡った。

②3

2 4 自転車運転中に、信号無視や一時不停止など、特定の「危険行為」を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受けることになる場合がある。

②4

2 5 「一時停止」標識を書いてみましょう！

②5

※ 1 問 2 点 です。 点
5 0

<清水区内で発生した中・高校生の自転車事故例>

★交差点出会い頭事故が約半数

